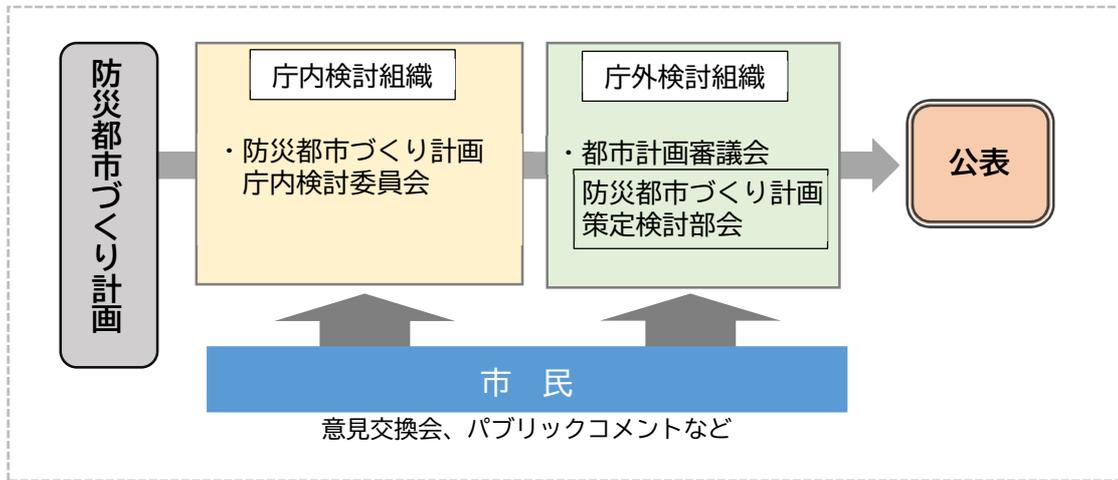


資料編

1 策定体制等

(1) 策定体制



(2) 策定経過

令和3年 6月23日	厚木市防災都市づくり計画策定方針の決定
9月27日	第164回都市計画審議会(書面開催)
9月27日	第1回防災都市づくり計画市内検討委員会(書面開催)
10月27日	第1回防災都市づくり計画策定検討部会
11月 1日	防災都市づくりに係る市内勉強会
令和4年 2月10日	第2回防災都市づくり計画市内検討委員会(書面開催)
3月 8日	第2回防災都市づくり計画策定検討部会
7月26日	第3回防災都市づくり計画市内検討委員会
8月25日	第3回防災都市づくり計画策定検討部会
9月14日	地区意見交換会(15地区で実施)
~10月27日	
9月29日	第4回防災都市づくり計画市内検討委員会
10月14日	意見交換会 ・会場 厚木市役所 本庁舎4階大会議室 ・参加人数 5人
11月 2日	第4回防災都市づくり計画策定検討部会
11月18日	第5回防災都市づくり計画市内検討委員会
11月30日	第168回都市計画審議会
令和5年 1月 4日	パブリックコメント
~2月3日	・意見を頂いた人数 1人 ・意見の件数 2件
1月24日	復興事前準備に係る市内勉強会

(3) 検討組織

ア 厚木市都市計画審議会(敬称略)

氏名	役職名
◎梶田 佳孝	東海大学建築都市学部土木工学科教授
○海老澤 模奈人	東京工芸大学工学部工学科建築コース教授
阿部 伸太	東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授
吉野 茂 (～令和4年3月31日) 齋藤 謙司	神奈川中央交通株式会社運輸計画部長 神奈川中央交通株式会社取締役常務執行役員 運輸計画部長
中村 幹夫	厚木商工会議所会頭
古茶 珠枝 (～令和3年11月21日) 奈良 直史	すまいる設計事務所所長 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 厚木支部支部長
松本 辰秀	元厚木市まちづくり事業部長
堀池 春夫 (～令和4年10月16日) 山川 宏司	厚木市農業委員会会長
井上 武 (～令和4年12月22日) 松田 則康	厚木市議会議長
田口 孝男 (～令和4年8月18日) 高橋 豊	厚木市議会都市経済常任委員会委員長
押部 修一 (～令和4年9月14日) 有原 馨	厚木警察署長
森谷 保 (～令和4年3月31日) 竹内 淳	厚木土木事務所長
大原 俊子	公募市民
田中 玲子	公募市民
寺岡 充 (～令和3年11月21日) 山本 玲子	公募市民

(◎は会長、○は副会長)

イ 厚木市防災都市づくり計画策定検討部会（敬称略）

氏名	役職名
◎梶田 佳孝	東海大学建築都市学部土木工学科教授
○中林 一樹	東京都立大学名誉教授
望月 啓史	一般社団法人都市計画コンサルタント協会 東日本大震災復興特別委員会 事前防災検討部会部会長
森谷 保（～令和4年3月31日） 竹内 淳	厚木土木事務所長

（◎は部会長、○は職務代理）

ウ 厚木市防災都市づくり計画庁内検討委員会

まちづくり計画部長(委員長)／都市計画課長(副委員長)／危機管理課長／企画政策課長／行政経営課長／環境政策課長／農業政策課長／交通政策担当課長／住宅課長／建築指導課長／開発審査課長／まちづくり指導課長／下水道総務課長／下水道施設課長／河川ふれあい課長／公園緑地課長／市街地整備課長／中町第2-2地区整備担当課長／まちづくり推進課長／道路管理課長／道路維持課長／道路整備課長／消防総務課長

2 上位・関連計画等

計画名	計画期間等	概要
第10次厚木市総合計画	令和3年度～ 令和14年度	長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるもので、市が定める個別の計画の最上位の計画です。
厚木市都市計画マスタープラン	令和3年度～ 令和22年度	総合計画における都市づくりの分野を担う計画であり、令和22年度を目標年次とした中長期的な視点から、将来の都市像や都市づくりの方向性を示す計画です。
厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画	令和3年度～ 令和22年度	人口減少・超高齢社会における持続可能な都市づくりを進めるため、「コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の更なる充実」により、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指す計画です。
厚木市国土強靱化地域計画	令和2年度 策定	本市における防災及び減災施策を客観的に分析・整理し、防災及び減災施策の更なる充実を図ることで、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような、強さとしなやかさを持った安全で安心な社会を平時から作り上げることを目的とした計画です。
厚木市地域防災計画	平成24年度 策定 (令和4年度 改定)	台風、地震、水害、火災、その他災害による人的被害を未然に防ぐために策定した市域の防災行政の指針となる計画です。 地域の防災を進め、市民の生命や財産を守り、社会秩序の維持と公共の福祉を確立することを目指します。
厚木市耐震改修促進計画	令和4年度～ 令和12年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の耐震化の目標や耐震化を促進する施策等を定めた計画です。
第2期厚木市消防力強化整備計画	令和3年度～ 令和8年度	消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、令和3年度からの6年間の消防力の充実・強化に向けた取組の方向性を示す計画です。
あつぎの道づくり計画	令和3年度～ 令和14年度	市道の整備や改良、維持管理など道づくりの考え方を示した、12年間の道路に関する総合的な計画です。
厚木市交通マスタープラン	令和3年度～ 令和22年度	都市計画マスタープランの分野別計画として、本市の顕在化している交通課題への対応とコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造をいかしたまちづくりに向けて、市民の移動円滑化の促進を目的とし、公共交通や道路ネットワーク等に関する交通施策を定める計画です。

計画名	計画期間等	概要
厚木市空家等対策計画	令和4年度～ 令和8年度	空き家対策の基本的な考え方を示すとともに、空き家対策の全体像を市民に広く周知を図り、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
厚木市災害廃棄物処理計画	平成30年度 策定	大規模地震により発生した廃棄物処理を迅速かつ適正に行うことにより、災害時における市民の健康・安全の確保や速やかな復旧、復興を可能なものとするため、災害廃棄物の計画的かつ適正な処理に関する基本的事項を定めた計画です。
厚木市都市農業振興計画	平成30年度 ～ 令和9年度	持続可能な都市農業の創造、多面的機能の発揮と魅力ある新たな農畜産業の振興を図るための計画です。
厚木市地球温暖化対策実行計画	令和3年度～ 令和12年度	「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「神奈川県地球温暖化対策計画」など、国・県等の関連法・施策を踏まえ、本市の自然的・社会的条件を考慮しつつ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、温室効果ガス排出削減に向けた具体的な施策を推進するための計画です。
厚木市緑の基本計画	平成29年度 ～ 令和17年度	「都市緑地法」に基づき、緑地の保全、緑化の目標並びに緑化の推進などの基本方針及び施策を定め、本市の緑に関する将来を見据えた計画です。
水辺ふれあい構想	平成19年度 ～ 令和8年度	本市の自然環境を構成する重要な要素である水辺(河川、小川、池、水源など)を対象に、憩いと活動の場の再生と創出に努め、水辺と人との触れ合いを、より身近にする新たなまちづくりを進めることで、心やすらぐ環境と元氣なあつぎを目指すための構想です。
厚木市公共施設最適化基本計画	平成27年度 ～ 令和36年度	今後の人口減少社会や少子高齢化の一層の進展を見据え、今後も持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次代へと引き継ぐため、公共施設を市民共有の財産として捉え、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を推進するための計画です。

3 用語集

用語	解説	ページ
あ行		
一級河川	1965年に施行された河川法によって、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系として政令で指定された「一級水系」に係る河川のうち、河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定(区間を限定)した河川。一級河川の管理は、国土交通省や都道府県が行い、厚木市を流れる区間については、神奈川県が管理している。	12、14、18
溢水 <small>いっすい</small>	堤防がないところで川の水があふれること。なお、堤防のあるところで川の水があふれることを「越水」 <small>えっすい</small> という。	16
雨水出水(内水) <small>うすいしゅっすい</small>	大雨が降った時に、雨水ますや水路からあふれた水による浸水、又は、河川の水位が上がり、降った雨が排水されずあふれた水による浸水	14、16、21、43、 49、53、61、66、 71、82、84、86、 87、88、104、108、 121、131
雨水貯留浸透施設	大雨が降り、下水管や河川の流下能力を超えると、雨水がまちにあふれて浸水が起こる。それを防ぐために、雨水貯留施設は、雨水を一時的に貯留し、雨水浸透施設は、雨水を地中に浸透させることによって、下水管や河川に集まる雨水の量を減少させる。	61、75、78、79、82
液状化	地下水を含んだ砂質の地盤が、強い地震動によって液体のように流動化すること。	14、26、27、28、 49、53、57、60、 67、68、70、73、 84、85、87、88、 90、94、95、97、 98、100、105、 109、110、112、 113、115、120、 124、125、127、 128、131、142
オールハザードマップ	厚木市内の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、震度分布図、液状化危険度等を掲載した地図。地震や水害、土砂災害の災害リスク等を確認することができる。	73

用語	解説	ページ
か行		
家屋倒壊等氾濫想定区域	堤防決壊等に伴って木造家屋の倒壊・流失が生じたり、洪水時の川の流れにより河岸が侵食され、土地が流出し、家屋の流失・倒壊をもたらすおそれのある区域	14、20、36、49、80、81、82、84、86、87、89、91、92、94、96、97、99、101、102、104、106、107、109、111、112、114、116、117、124、126、127、131
急傾斜地崩壊危険区域	がけ崩れにより相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがある急傾斜地と、がけ崩れが助長・誘発されないようにするため、切土、盛土など一定の行為を制限する必要がある土地で、都道府県知事が指定した区域	14、23、44、49、67
協調建て替え	複数の隣り合う敷地で、外観意匠や構造などを一体性に配慮した設計に基づいて、各個の敷地で行う建て替えのこと。	133
共同溝	上下水道、ガス、電話・電力線などのライフラインをまとめて収めるための施設で、道路の地下に設置している。	67、68
居住誘導区域	地域の人口が減少傾向であっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域	53、60、75、82、83、87、88、92、93、97、98、102、103、107、108、112、113、117、118、122、123、127、128、130、131、133、134
緊急輸送道路	救助や消火活動など応急対策のために、防災拠点や主要都市を連絡する国道などのこと。	61、67、68、71、72、92、93、97、98、117、118、127、128
ゲリラ豪雨	局地的に短時間で降る激しい豪雨のことで、規模が小さくかつ散発的に発生するため、事前に予測することが難しいといわれている。	2
建築制限(建築基準法第84条)	大規模な面的被害が発生した市街地において、無秩序な再建による市街地開発事業等への影響を未然に防ぐために、発災から1か月(最長2か月)の間、建築の制限を行うもの	55、137、138、139

用語	解説	ページ
洪水浸水想定区域図	降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示した図	14、16、17、18、19、35、37
さ行		
砂防堰堤	土石流など上流から流れ出る有害な土砂を受け止め、貯まった土砂を少しずつ流すことにより下流に流れる土砂の量を調節する施設	66、102
市街化区域	都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域	63、87、92、97、112、127、132、134
市街化調整区域	都市計画区域において、市街化を抑制すべき区域	61、67、132、134
市街地開発事業	地方公共団体などが、一定の地域について総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ることを目的として行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。	55、142
市街地再開発事業	市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として、都市再開発法に基づいて行われる事業	62、76、133、140
時限的市街地	本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急仮設住宅や店舗、事業所、残存する利用可能な建築物からなる仮設市街地	3、138、139、145
地震調査研究推進本部	平成7(1995)年1月に発生した阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために設置された機関	15
市民実感度	市の施策や事業に関する市民の実感度	148
重要業績評価指標(KPI)	企業や政府などが最終的な目標達成に向けて、途中段階での進み具合を評価するために設定する数値指標	148、149
浚渫	川底に堆積した土砂等を取り除くこと。これにより、河川の断面積を確保し、より多くの水を安全に流せるようにする。	60、64、87、88、92、93、97、98、102、103、107、108、112、113、117、118、127、128
準用河川	市が指定し、管理する河川	14、19、60、65
水田貯留	水田がもともと持っている「水を貯める機能」を有効に活用し、大雨が降ったときに水田に一時的に水を貯めることで、洪水被害を軽減しようとする取組	78、79

用語	解説	ページ
生産緑地	市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として定める農地のこと。	63
相互融通管	災害等の緊急時に複数の水道事業者の間で相互に水を融通するための管路	67
ソフト対策	情報提供、広報、訓練等により人的な被害等を防止・軽減する対策	2、3、52、53、56、57
た行		
大規模盛土造成地	大規模に盛土造成された宅地。「谷埋め型」と「腹付け型」の2つのタイプがあり、谷埋め型は谷や沢を埋めて造成した盛土で面積が3,000㎡以上のもので、腹付け型は盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、高さが5m以上の盛土のこと。	45、46、47
大正型関東地震	大正12(1923)年の大正関東地震の再来型の地震。相模トラフ沿いを震源域とし、地震の規模はマグニチュード8.2と想定されている。	15、25、27、30、32、34、47、49、53、70、75、76
多自然川づくり	河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出、多様な河川景観の保全・創出、地域の暮らしや歴史・文化との調和への配慮など、河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくりのこと。	65、81
地区計画	それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境をつくるため、建築物の用途、形態などに関する制限や、道路、公園などの配置などについて、きめ細かく定める計画のこと。	60、75、81、132、134、138、139
地籍調査	国土調査法に基づく国土調査の一つで、主に市町村が主体となって、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査	66、142、149
中央防災会議	内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣を始めとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行う。	15
東海地震	南海トラフ沿いで想定されている大規模地震の一つで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの地震	15
とう道	電話線や通信ケーブル等を収容するための地下トンネル	68

用語	解説	ページ
都市機能	医療・社会福祉・教育文化・子育て支援など、都市の生活を支える機能	8、40、48、52、56、60、64、67、87、92、97、102、107、112、117、122、127、130、133、136、144、149
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域	132、133
都市基盤	一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設	4、9、70、131、132、133、134、136、137
都市計画道路	将来の都市の発展を予想して都市計画法に基づき計画された道路	60、61、62、67、68、92、93、97、98、102、103、107、108、117、118、132、133、134
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用	53
都市復興基本計画	都市復興の理念、目標や市街地復興の対象区域とその復興まちづくりの手法に加え、復興事業の対象箇所、対象施設やその地域の土地利用等に関する都市計画を示す計画	4、136、138、139
都市復興基本方針	中長期的な市街地復興の方針として、都市復興の理念、目標、市街地復興の対象区域を示すもの	136、137、138
土砂災害(特別)警戒区域	土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。市町村による警戒避難体制の整備が義務付けられる。 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、特に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域。一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造等が規制される。	14、22、23、44、45、49、53、54、61、66、67、72、83、92、93、94、97、98、99、102、103、107、108、112、113、117、118、122、142
都心南部直下地震	都心南部の直下を震源として想定されているマグニチュード7.3の地震。国が防災対策の主眼を置く地震としている。	3、15、24、26、27、29、31、33、46、48、49、53、70、75、76

用語	解説	ページ
土地区画整理事業	道路・公園・下水道など、公共施設の整備・改善と宅地の利用の増進を図ることを目的として、土地区画整理法に基づいて行われる事業	62、131、132、133、134、137
トラフ	細長い海底盆地で深さが6,000mより浅いもの(舟状海底)。深さ6,000mを超えるものは海溝という。	15
な行		
南海トラフ巨大地震	フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に潜り込んで、海底の溝状の地形を形成する区域において、プレートの境界は強く固着し、ユーラシアプレートが地下に引きずり込まれ、ひずみが蓄積される。そのひずみが限界に達して跳ね上がることで発生する地震のこと。	15
は行		
ハード対策	構造物の建設等により地震や洪水等による被害を防止・軽減する対策	2、52、53、56、57、79、131
はてい 破堤	堤防が壊れ、増水した川の水が堤防の内側に流れ出すこと。	16、19、20
阪神・淡路大震災	平成7(1995)年1月17日に発生した、淡路島北部を震源とするマグニチュード7.3の地震。この地震により神戸市で震度7を観測し、死者6,434人と甚大な被害を引き起こした。	2、3、137
東日本大震災	平成23(2011)年3月11日三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東130km付近で発生したマグニチュード9.0の地震。本震による震度は、宮城県北部の栗原市で最大震度7が観測されたほか、宮城県、福島県、茨城県、栃木県などでは震度6強を観測。震災から3か月を超えた6月20日時点で、死者約1万5千人、行方不明者約7千5百人、負傷者約5千4百人と甚大な被害を引き起こした。	2、3、48、142、144
複合災害	同種あるいは異種の災害が同時又は復旧中に時間差をもって発生すること。	48、54、57、92、93
復興訓練	被災後の復興まちづくりを円滑に進めるため、地域協働と事前復興の考え方を基に、復興対策として推進される訓練	3、54、56、144、149
復興まちづくり協議会	被災した地権者が中心となり、具体的な復興まちづくりの計画策定・実現のための協議を行う会議	138、139、143

用語	解説	ページ
防火地域、準防火地域	市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域。防火地域は、商業・業務地など、市街地の中心部で、建物の密集度が特に高く、火災の危険度が高い地域に定められる。また、準防火地域は、市街地の中心に近く、建物の密集度が高く、建物を耐火又は防火構造等とする必要がある地域などにおいて定められる。	76、102、112
防災協力農地	災害の発生時に、避難空間、復旧用資材置場等として活用できるようあらかじめ登録する農地	63
ま行		
マイ・タイムライン	市民一人一人の防災行動計画を指す。地震発生時や台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時等に、自分自身が取る防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とする。	74
や行		
遊水地	降雨時に一時的に水を貯めて下流に流れる水の量を減らすためのもの。普段は公園などに利用しており、降雨時だけ川から水があふれて貯まる仕組みになっている。遊水地の水は、川の水位が下がるにつれて川に戻る。	79
ら行		
流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方	53、60、78、79
アルファベット		
SDGs	平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年に向けた開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されている。	4

厚木市防災都市づくり計画

令和5年3月

発行 厚木市

編集 厚木市まちづくり計画部都市計画課

〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046)225-2400 (直通)

ホームページ URL <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

